

経 済



マイントピア別子 鉾山観光列車

経 済

1 商 工 労 政

(1) 商 業

本市における商業は、住友諸企業及び関連企業の発展とともに形成された昭和通り・登道と旧街道沿いに古くから集積している喜光地商店街が本市の商店街を代表している。

しかし、近年の車社会の進展、大型店舗の出店、インターネットショップの拡大によるリアル店舗とネ

ット販売の競争など、複合的要因により、既存商店街の空き店舗が増大し、商店街としての活力が衰退している。

このようなことから、商店街のにぎわいの創出のため、新居浜商店街連盟・新居浜商工会議所・市の三者からなる「新居浜市まちづくり協議会」において、商店街活性化策を検討している。

また、商店街関係者と市民団体が連携してコミュニティ機能の充実を図りながらイベントを実施するなど活性化に取り組んでいる。

ア 産業分類別商店数・従業者数及び年間販売額の推移

産業別 区分	19年			23年			26年		
	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
総 数	1,538	10,310	29,459,290	1,130	7,726	22,365,600	1,004	6,999	20,552,400
卸 売 業	338	2,864	16,966,739	262	1,984	12,798,100	246	1,701	10,603,900
小 売 業	1,200	7,446	12,492,551	868	5,742	9,567,500	758	5,298	9,948,500

注：商業統計調査による。(平成23年は平成24年経済センサス活動調査(卸売業・小売業)による。)

イ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗 (1,000㎡以上・新設のみ)

名 称	所 在 地	店舗面積(㎡)	開 業
イオンモール新居浜	前田町8番8号	47,336	平成13年6月
しまむら新居浜店	江口町18番28号	1,207	平成15年2月
フレッシュバリュー西原店	西原町三丁目甲1410番1	2,089	平成16年5月
ヤマダ電機テックランド新居浜店	郷一丁目3番16号	2,697	平成17年9月
マルヨシセンター新居浜東店	田の上一丁目5番50号	1,774	平成17年11月
ベルパルレ川東店・ダイソー川東店・サークルケイ桜木町店	郷一丁目乙192番9	1,500	平成18年8月
マルナカ新居浜本店	上泉町甲1996番1 外	8,000	平成19年8月
フジグラン新居浜別棟	新須賀町甲557番1 外	1,147	平成19年10月
ショッピングゾーン新居浜CORE	西の土居町一丁目乙250番地1 外	2,421	平成19年10月
フォレオにいほま	前田町乙1219番1 外	3,090	平成19年10月
西の土居ショッピングセンター	西の土居町一丁目153番地 外	5,574.17	平成19年11月
ディスカウントドラッグコスモス喜光地店	喜光地町二丁目2027番1	1,245	平成20年8月
ディスカウントドラッグコスモス篠場店	篠場町488番2 外	1,181	平成20年12月
ニトリ新居浜店	磯浦町362番3 外	5,953	平成21年11月
ザ・ビッグ松神子店	松神子三丁目89番1 外	6,138.62	平成22年8月
ケーズデンキ新居浜店	東田三丁目乙11番25 外	4,081	平成22年12月
フジ新居浜駅前	坂井町二丁目甲3588番1 外	3,488	平成23年3月
ハローズ新居浜郷店	郷五丁目58番1 外	2,390	平成26年1月
m a c 川 東 店	宇高町一丁目445番地1 外	1,311.084	平成26年7月
m a c 松 原 店	松原町甲4365番地8 外	1,635	平成28年1月
ディスカウントドラッグコスモス神郷店	又野町一丁目甲1499番 外	1,709.17	平成29年4月
ドラッグコスモス江口店	江口町3番1号	1,381	平成30年5月
ドラッグコスモス松木町店	松木町甲5261	1,415	平成30年11月
ダイレックス土橋店	土橋一丁目1359番1	1,222	平成31年2月

ウ 旧大店法に基づく第1種大規模小売店舗一覧表（3,000㎡以上）

店名	所在地	店舗面積(㎡)	開業	閉店時刻
フジグラン新居浜	新須賀町二丁目10番7号	13,015	昭和51年6月	21:00
フジ本郷店 (名称変更 平成24年3月)	本郷一丁目2番41号	3,789	平成8年5月	22:00
DCMダイキ新居浜店 (名称変更 平成27年3月)	瀬戸町甲4075番地	11,612	昭和59年10月 (一種開店平成5年4月)	20:00

注：店舗面積、閉店時刻等は旧大店法又は大規模小売店舗立地法の届け出による。

：大店法（「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」の略、「大規模小売店舗立地法」に移行）

エ 商業振興センター（銅夢にいほま）

中心商店街の賑わいを創出し、活性化を図るための集客施設として平成9年4月に開設した。

施設は、物品販売や展示会、講演会など各種イベントに利用できるイベントホールのほか、会議室、研修室、市民ギャラリー、子供室を備えている。

(1) 施設の概要

所在地	泉池町10番1号 ☎35-2468
敷地面積	約 3,300㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建
形状	円形ドーム型
延床面積	1,855.98㎡
建設事業費	11億8千万円
完成	平成9年3月15日

(2) 使用時間及び使用料

イベントホール (611.54㎡)							(単位：円)
使用時間	基本使用料						冷暖房使用料
	午前 9時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～21時	昼間 9時～17時	昼夜間 12時～21時	全日 9時～21時	
平日	7,290	12,150	13,600	19,440	25,750	33,040	冷房 1,620
土曜日、日曜日 休日	8,740	14,580	16,320	23,320	30,900	39,650	暖房 750
会議室、研修室1・2、市民ギャラリー							
使用時間	基本使用料				冷暖房使用料		
	9時～17時		17時～21時		1時間あたり		
	1時間あたり		1時間あたり		1時間あたり		
会議室 40人 63.41㎡	平日		320		420		冷房 100 暖房 60
	土曜日、日曜日 休日		380		490		
研修室1 50人 84.47㎡	平日		420		550		冷房 140 暖房 70
	土曜日、日曜日 休日		490		640		
研修室2 45人 74.80㎡	平日		360		480		冷房 110 暖房 60
	土曜日、日曜日 休日		450		580		
市民ギャラリー 88.80㎡	平日		420		550		冷房 140 暖房 70
	土曜日、日曜日 休日		490		640		

※ 使用の申込みは、イベントホールは1年前から、そのほかの部屋は6月前から受付。

- この表において、休日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。
- 本市住民以外が商品展示等の営利目的に使用するときは、基本使用料の3分の1の額を基本使用料に加えた額とする。
- 本市住民が商品展示等の営利目的以外に使用するときは、基本使用料の3分の1の額を基本使用料から減じた額とする。
- 市民ギャラリーについては、本市住民が営利目的以外の展示を行う場合は無料とする。
- イベントホールを練習、準備のためにイベント等開催日以外に使用する場合は、基本使用料の2割の額とする。
- 申込時間を延長し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、当該時間の1時間当たりの額(10円未満は切り捨て)に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは1時間とする。
- ピアノを調律するときは、使用者の負担とする。
- 持込み電気機器については1日につき1kw当たり210円を加算する。(10円未満は切り捨て)
- ミキシングルーム付属の音響、照明機器を使用するときは2,700円を加算する。

(3) 利用状況

区 分	平成30年度	
	利用回数	利用人員(人)
イベントホール	48	17,720
会議室	506	7,326
市民ギャラリー	112	3,213
研修室(1)	293	5,637
研修室(2)	343	3,221
合 計		37,117

オ 喜光地イベント広場

喜光地商店街の活性化と商業振興を図るため、平成10年4月にイベント広場を開設した。

施設は、ステージ付きの屋根付広場(256㎡)、公衆トイレ、モニュメント、ベンチ、植栽等を整備し、商店街の朝市などの販売や各種イベントに利用できるものとなっている。

(1) 施設の概要

所在地	喜光地町二丁目1998番14
敷地面積	918.51㎡
構造	屋根付広場部分：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、幕張り屋根、外壁なし
建設事業費	1億2千万円(用地費除く)
完 成	平成10年3月30日

(2) 使用時間及び使用料 (単位：円)

使用時間 区 分	基本使用料			照明使用料 1時間当たり
	午前	午後	全日	
全面使用	5,160	7,740	12,910	210
屋根付部分	3,430	5,160	8,590	150
屋根なし部分	1,730	2,580	4,310	50

- 催物以外に使用するときは、無料とする。
- 本市住民が営利目的以外に使用するときは、基本使用料の3分の1の額を基本使用料から減じた額とする。

(2) 工 業

本市工業は、西部臨海工業地帯の非鉄金属、化学、機械、電力等の重化学工業分野に属する住友諸企業と、これら大企業に関連した地場中小鉄工業によってその大部分が構成されている。

これらの工業源は別子銅山の開坑に端を発し、銅、ニッケル、化学、機械製品を主とする製造工場が建設され、これらを基幹産業として中小の下請企業が相次いで生まれるに至り、近代的工業都市へと大きく成長した。

しかし、2度にわたるオイルショック、さらには円高のあおりで石油化学など素材型産業は構造的な不況に陥り、ファインケミカル等先端技術、高付加価値型分野への展開を進めるとともに、生産の合理化・効率化を推進し、国際競争力の維持・向上を図っている。

地場中小企業においては、国・県の施策を積極的に活用し、新商品の開発、市場開拓、人材養成など、技術の高度化と共に、競争力の強化に積極的に取り組んでいる。

一方、住工混在を解消し、中小企業の育成と生産基盤の拡充を図るため、本市東部の多喜浜、黒島、垣生地区の塩田跡地及び臨海部を埋め立て、工業用地の造成に取り組んできたところであるが、多喜浜地区は昭和53年度に、黒島地区は昭和56年度に、垣生地区は昭和62年度にそれぞれ完成、平成元年12月には分譲も完了し、西部臨海工業地帯に匹敵する東部工業団地となった。

本市の基幹産業であるものづくり産業のさまざまな課題に対応すため、平成28年2月には、「新居浜市ものづくり産業振興ビジョン」におけるアクションプランの見直しを行い、公益財団法人えひめ東予産業創造センターと連携した「新居浜ものづくりブランド事業」による販路開拓支援、「製造業イメージ

アップ事業」による人材確保支援、「中小・中堅企業経営力改善事業」による経営力改善支援、「中小企業新事業展開支援事業」による新事業展開支援等に取り組んでいる。

また、近年の深刻な課題である人材、雇用の課題に対応するため、一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会と連携した「新居浜ものづくりマイスター事業」、「ものづくり人材育成推進事業」による人材育

成支援、愛媛県や近隣市との連携事業による雇用確保支援等に取り組んでいる。

このような各種事業と合わせ、企業立地促進条例、中小企業振興条例に基づく補助金制度や、企業のニーズにより制定した要綱に基づく補助金制度を活用し、企業立地の促進、経営の安定及び雇用促進に取り組んでいる。

ア 産業中分類別事業所数・従業者数及び年間製造出荷額比較

事業別	年 区分	26			27			28		
		事業所数	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)	事業所数	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)	事業所数	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)
食料品製造業		23	673	1,007,873	27	1,083	1,443,893	23	808	940,572
飲料・たばこ・飼料製造業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
繊維工業		10	315	793,694	10	267	694,951	9	343	800,838
木材・木製品製造業		5	157	386,567	5	194	586,681	6	180	496,868
家具・装備品製造業		2	14	X	2	15	X	2	15	X
パルプ・紙・紙加工品製造業		9	300	747,685	8	338	729,536	8	342	789,160
印刷・同関連業		5	54	45,935	6	70	56,497	5	67	54,489
化学工業		13	1,863	26,650,769	16	1,909	29,123,186	13	2,087	23,494,952
石油製品・石炭製品製造業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
プラスチック製品製造業		11	602	4,959,999	13	525	6,574,930	12	604	6,149,866
ゴム製品製造業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
なめし革・同製品・毛皮製造業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
窯業・土石製品製造業		6	81	173,963	6	84	127,239	7	81	167,693
鉄鋼業		4	40	57,472	10	103	132,580	4	44	66,582
非鉄金属製造業		5	634	27,921,061	3	575	19,327,197	5	720	23,893,960
金属製品製造業		31	625	1,502,623	35	668	1,479,700	34	703	1,410,339
はん用機械器具製造業		19	1,057	3,725,198	17	802	4,973,049	21	1,046	6,458,603
生産用機械器具製造業		35	622	1,143,111	32	681	1,241,754	33	695	1,360,909
業務用機械器具製造業		1	5	X	1	5	X	1	5	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業		3	1,064	1,491,379	2	1,040	X	3	1,117	1,558,859
電気機械器具製造業		11	812	2,333,864	11	726	2,431,473	10	644	2,556,878
情報通信機械器具製造業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸送用機械器具製造業		1	5	X	1	4	X	—	—	—
その他の製造業		6	35	31,552	6	56	144,771	6	35	33,418
総数		200	8,958	72,984,126	211	9,145	70,393,522	202	9,536	70,241,576

X：秘匿数字 —：皆無または該当数字なし

注：工業統計調査(従業員4人以上の事業所)による。

(3) 商工業振興対策

商工業振興対策としては、中小企業基本法にのっとった中小企業の振興を骨子として、次のような施策を実施している。

ア 設備の近代化

中小企業等の共同施設や工場の機械設備、事務所、店舗の新設、改造等による近代化を促進するため、長期の特別融資制度を設けている。

イ 金融の円滑化

中小企業に対する資金運用の打開策として、国等では金融面での対策が図られているが、本市でも経営環境の悪化に対処するため融資積立金の預託による融資制度を設け、中小企業の金融の円滑化に取り組んでいる。

ウ 組織化

本市の鉄工関係組合として3組合(表のとおり)があり、商業関係としては商店街振興組合4組合がある。現在の流通機構の近代化、共同協業化を一層推進するためには、中小商工業の協同組織化を通じて行うことが効果的であり、今後も積極的に設立促進を図る。

鉄工関係組合 (31.4.1 現在)

組 合 名	組合員数(社)
新居浜機械産業協同組合	77
新居浜工業団地協同組合	21
協同組合新居浜重機械工業団地	8

中小企業振興補助金交付件数及び金額

(単位：千円)

補助項目	年 度	28		29		30	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
共同施設設置事業		—	—	1	1,316.8	—	—
事業所設置事業		1	107.3	2	192.7	—	—
事務所等賃借事業		2	216	1	192	2	321.6
新事業展開事業		—	—	—	—	—	—
空き店舗活用事業		1	1,000	3	1,906.6	3	2,801.4
新製品開発事業		1	591.4	2	3,070.6	1	1,098.7
共同研究事業		2	452.5	1	250	2	790
倒産防止対策事業		21	2,739	18	1,680	20	1,896
人材養成事業		21	1,750.4	24	1,825.9	20	1,553.8
市場開拓事業及び催物等事業		9	3,853.4	8	4,258.1	15	3,923.1
インターネットショップ等活用販路拡大事業(※)		—	—	—	—	2	356.3
生産性向上機器導入事業		14	15,535.2	14	19,449.9	27	40,056.8
雇用促進事業		24	6,150	18	4,750	35	10,550
人材確保事業(※)		—	—	30	5,272.4	49	8,326
労働環境改善事業(※)		—	—	10	4,462.4	8	1,467.8
女性活躍環境整備推進事業(※)		—	—	5	5,422.9	11	9,001.5
退職金共済事業		2	27	—	—	3	91.5
合 計		98	32,422.2	137	54,050.3	198	82,234.5

(※) 平成29年4月より新設

エ 技術の向上と近代経営管理

近代的経営管理、流通の近代化における生産及び消費部門の意識と知識の向上に資するため、中小商工業の管理者、経営者のために講演、講習会を開催している。

オ 労働力の確保

中小企業の人材確保のため、ハローワーク、雇用対策協議会、教育機関等と密接な連携のもとに、合同企業説明会等を行い、雇用の確保を図っている。

また、平成30年10月にハローワーク新居浜と雇用対策協定を締結し、人材確保に向け取り組んでいる。

カ 従業員定着対策

市内の中小企業事業所勤務の優良従業員、永年勤続従業員の表彰を毎年行っている。

(4) 中小企業振興補助

中小企業の経営の安定及び雇用の促進を図り、産業の育成振興に寄与することを目的に昭和59年10月1日「新居浜市中小企業振興条例」を制定、平成29年4月1日改正し、現在17事業に対して補助金の交付を行っている。

(5) 中小企業振興施策の企画・立案

市内の中小企業を訪問し、現行の融資、助成制度についてPRを行う。また、企業の現況経営の実態、支援策等について、企業の声を聞きながら、中小企業の振興に関する新規施策を企画・立案する。

(6) 中小企業融資制度

ア 市の融資制度

(31.4.1 現在)

種 類	使 途	融資限度	利 率	期 間
中小企業 振興資金 (長期)	運転資金 設備資金	500万円以内	年 0.61%・期限内完済で市が全額保証料助成	60カ月以内 3カ月据置 月賦均等償還
中小企業 振興資金 (季節)	運転資金	300万円以内	年 0.11%・期限内完済で市が全額保証料助成	6カ月以内 一括償還
中小企業設備 近代化資金	設備資金	6,000万円以内	年 0.11%・保証付の場合 期限内完済で市が保証料(500万円分まで)助成	120カ月以内 12カ月据置 月賦均等償還
中小企業 緊急経営資金	運転資金	1,000万円以内	年 0.61%・期限内完済で市が保証料(500万円分まで)助成	72カ月以内 12カ月据置 月賦均等償還

イ 融資の状況

(31.3.31 現在・単位：千円)

区 分 制 度	預託金	融 資 枠	融資額 (30年度)		償還額 (30年度)		融 資 現 在 高	
			件数	金 額	完済件数	金 額	件数	金 額
中小企業振興資金(長期)	180,000	2,520,000	190	662,730	169	733,678	603	1,704,081
中小企業緊急経営資金			32	288,800				
中小企業振興資金 (季節)	3,000	15,000	2	2,500	2	2,500	0	0
中小企業設備 近代化資金	226,000	904,000	0	0	6	59,702	15	88,289

(7) 労働対策

社会経済情勢に対応した活力ある地域づくりを目指し、雇用対策・労働者福祉対策を実施している。

ア 雇用と定着対策

雇用、定着対策のため、新居浜市雇用対策協議会が設置されており、目的達成のため、各種事業が行われている。

(ア) 新居浜市雇用対策協議会

(目的)

- ・労働力確保等に関して各関係機関に対しての要望及び意見具申並びに協力
- ・新居浜市産業事情のPR
- ・就職後の定着指導
- ・雇用問題に関する調査研究及び情報資料の収集と提供
- ・受入態勢整備拡充及び福祉等の促進
- ・その他本会の目的達成に必要な事項

(事業)

- ・新規学校卒業者の地元就職促進対策
若年労働力の確保を図るため、教育機関及び産業界と連携し、地場産業についての認識を高め、適正な職業の選択を助長し、地元企業への就職促進と定着を図る。
- ・インターンシップへの取り組み
インターンシップ事業に参加する高等学校生徒、職場体験学習前の中学校生徒に対して、インストラクターを派遣し、マナー研修を実施する。

(イ) 一般労働市場の推移 (毎年4月)

区 分 \ 年	27	28	29	30	31
① 新規求職者数 (人)	691	633	610	559	554
② 有効求職者数 (人)	1,937	1,903	1,868	1,665	1,564
③ 新規求人数 (人)	941	983	962	1,095	1,237
④ 有効求人数 (人)	2,397	2,643	2,645	3,035	3,169
⑤ 就職者数 (人)	260	242	181	173	195
⑥ 充足数 (人)	232	222	175	174	179
⑦ 就職率 $\frac{⑤}{②}$ (%)	13.4	12.7	9.7	10.4	12.5
⑧ 有効求人倍率 $\frac{④}{②}$ (倍)	1.24	1.39	1.42	1.82	2.03
⑨ 充足率 $\frac{⑥}{④}$ (%)	9.7	8.4	6.6	5.7	5.6

イ 勤労者福祉対策

(ア) 勤労者融資制度

市内に居住する勤労者の生活の安定と福祉増進のために新居浜市と労働金庫が資金を拠出し、低利な融資を行う。

- ・ 福祉資金 融資限度額
 - 教育 500万円
 - 医療・出産・介護・育児・冠婚葬祭 200万円
- 金利
 - 年利 教育 1.33%
 - 医療・出産・介護・育児・冠婚葬祭 3.0%
- (31.4.1 現在)
- 償 還
 - 月賦又は半年賦併用可能

- ・ 住宅資金 (有担保) 融資限度額
 - 3,000万円
- 金利
 - ・ 固定金利選択型 3年 年0.75%～年2.65%
 - ・ 固定金利選択型 5年 年1.00%～年2.90%
 - ・ 固定金利選択型 10年 年1.00%～年2.90%
 - ・ 変動金利型 年2.375%
- (31.4.1 現在)
- (無担保) 融資限度額
 - 500万円
- 金利 (固定)
 - ・ ナッ得・エコ住宅ローン 年1.35%～年2.30%
 - ・ 無担保住宅ローン 年1.65%～年3.00%
- 償 還
 - 月賦又は半年賦併用可能

融資状況

(単位：千円)

制 度 \ 区 分	預託金	融 資 枠	融 資 額 (30年度)		償 還 額 (30年度)	融 資 現 在 高 (31.3.31 現在)	
			件 数	金 額	金 額	件 数	金 額
福 祉 資 金	65,000	130,000	0	0	14,075	48	76,911
住 宅 資 金	200,000	800,000	16	343,650	69,167	66	843,177

2 企業誘致

(1) 企業立地促進対策

市の区域内に企業の立地を奨励し、市の産業の振興と雇用の促進を図るため、昭和62年4月1日に「新居浜市企業誘致促進条例」を制定し、企業立地や雇用に対する奨励措置を講じてきたが、市外企業の誘致、新規事業展開の支援及び新規雇用の拡大等をさらに図るため、平成14年4月1日に「新居浜市企業立地促進条例」を新たに制定、平成29年4月1日に改正し、本市域における多様な産業の集積立地に取り組んでいる。

(2) 新たな企業用地の確保

新たな企業用地の確保のため、平成30年度に多喜浜工業用地の多喜浜野積場跡地を整備し、分譲先を決定した。令和元年度には、黒島ドックパーク跡地を整備し、分譲する予定である。

また、企業誘致、企業留置を推進するため、新たな工業用地の整備について引き続き検討を行う。

交付状況

(単位：千円)

年度	区分 件数	投下資本額	奨励金額	左 の 内 訳					
				企業立地	新規事業	雇用促進	成長分野 (環境保全)	用地取得	市内活用
25	6	23,588,408	41,518	34,191	757	0	0	6,570	—
26	7	15,567,565	154,061	53,801	10,031	0	0	90,229	—
27	8	36,004,332	516,177	187,571	63,895	11,096	179,800	73,815	—
28	13	26,727,327	411,935	257,840	0	33,154	78,218	42,723	—
29	16	30,274,201	424,433	357,920	0	17,000	16,060	33,453	—
30	11	15,832,861	387,474	187,455	0	23,500	100,000	54,216	22,303

3 東部工業団地

既存の西部工業地区に加え、東部地区に新たな臨海工業用地を造成し、生産施設を集中立地させながら広域的な臨海工業地帯の形成を図るため、多喜浜、黒島臨海、垣生工業用地造成事業を施行し、現在では本市の重要な産業基盤を形成している。なお、これら工業用地については平成元年度をもって分譲を完了している。

また、多極型産業推進事業については、平成8年3月に多極型産業推進事業基本構想を策定して平成8年8月から分譲を開始し、平成13年9月には企業用地のリース制度を新設した。平成16年1月には既存企業用地に

ついて全区画で立地が決定したことから、平成17年5月から新たに企業用地の造成、分譲を開始し、平成18年度に分譲を完了した。そこで新たな工業用地を確保するため、平成22年度から多極型産業推進事業用地の造成を行い、平成28年度に分譲を完了した。

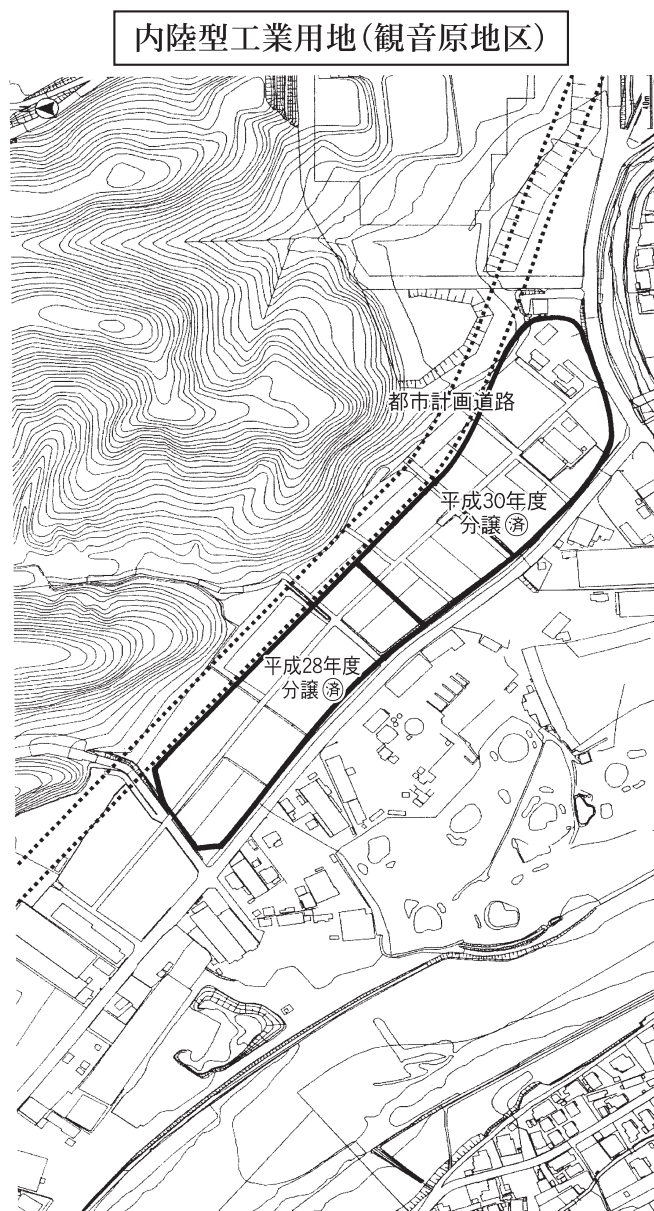
一方、新居浜市貯木場事業のうち水面貯木場の埋立造成を行った企業用地については、平成22年度に分譲を開始し、平成28年度に分譲を完了したことから、特別会計を廃止した。

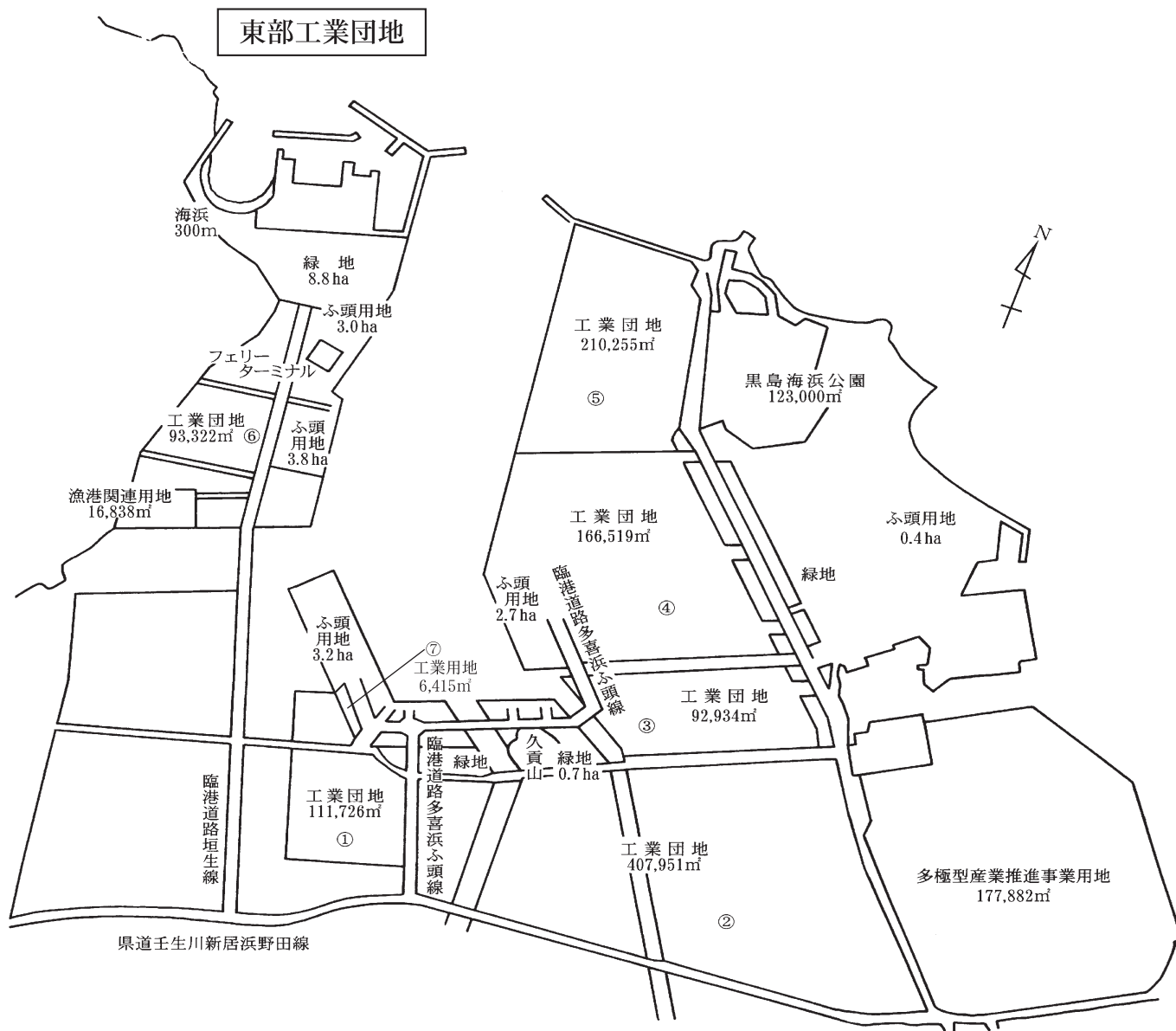
区 分		多喜浜工業用地 ①～④	臨海工業用地 ⑤	垣生工業用地 ⑥	多喜浜工業用地 ⑦	計
事 業 年 度		昭和43～53年度	昭和46～56年度	昭和57～62年度	平成30年度	
概 算 事 業 費 (億円)		約 44	約 32	約 18	約 0.3	約 94.3
造 成 面 積 (㎡)		1,084,280	359,682	121,667	6,415	1,572,044
工 業 用 地 面 積 (㎡)		779,130	210,255	93,322	6,415	1,089,122
分 譲 済 面 積 (㎡)		779,130	210,255	93,322	6,415	1,089,122
分 譲 企 業 数		145	16	21	1	183
進出業種数 (社)	建 設 業	16	3	5	—	24
	製 造 業	57	7	3	1	68
	卸 小 売 業	35	0	2	—	37
	運 輸 通 信 業	15	3	9	—	27
	そ の 他	22	3	2	—	27

4 内陸型企業用地

本市の企業用地は、これまで臨海部を中心に整備を進めてきたが、平成24年度には、観音原地区における内陸型企業用地の環境整備に取り組み、内陸部において平成25年度及び平成26年度に2社の新たな工場が操業を開始した。

近年のこうした立地動向や内陸部への立地ニーズの高まりを踏まえ、平成25年度から観音原地区における新たな内陸型企業用地の整備に取り組み、平成27年度には、第1工区の造成工事と分譲を行い、平成29年9月に操業が開始された。また、第2工区については、平成29年度で造成工事が完了し、平成30年度に分譲を行った。





5 渡海船事業

昭和24年12月1日事業認可を得て、昭和28年合併により大島村から引き継ぎ、企業局管理時代を経て、現在経済部運輸観光課において運航管理している。

本渡海船は、大島住民にとって、大島～黒島間海上2.5kmを結ぶ生活福祉航路として欠くことのできないものであり、平成23年10月に建造した「おおしま7」と

平成15年1月に建造した「くろしま」で、始発大島発6時20分から終便黒島発21時30分まで、1日15往復している。

(平成17年4月1日より、自動車航送に係る使用料の障がい者割引を実施した。)

(1) 渡海船

(31.4.1 現在)

船名	区分	総トン数	航海速度 (ノット)	車両甲板 (㎡)	旅客定員 (人)	自動車積載 能力 (台)	就航年月日	備考
おおしま7		188	8.5	112	146	8	H23.11.3	カーフェリー
くろしま		19	8.0	69.3	169	6	H15.2.23	カーフェリー

(2) 運賃

(17.4.1 改正)

区 分		運賃 (円)		
大人		60 (障がい者 30)		
小人		30 (障がい者 15)		
手荷物		40		
小荷物		80		
自転車等軽車両		60		
原動機付自転車		120		
自動二輪車	総排気量0.750リットル未満	150		
	総排気量0.750リットル以上	200		
自動車	車体の長さ 3 m未満	400 (障がい者が使用する場合 200)		
	車体の長さ 3 m以上 4 m未満	500 (障がい者が使用する場合 250)		
	車体の長さ 4 m以上 5 m未満	750 (障がい者が使用する場合 380)		
	車体の長さ 5 m以上 6 m未満	1,000 (障がい者が使用する場合 500)		
	車体の長さ 6 m以上 7 m未満	1,200 (障がい者が使用する場合 600)		
	車体の長さ 7 m以上 8 m未満	1,400 (障がい者が使用する場合 700)		
	車体の長さ 8 m以上 9 m未満	1,600 (障がい者が使用する場合 800)		
	車体の長さ 9 m以上10m未満	1,800 (障がい者が使用する場合 900)		
	車体の長さ10m以上11m未満	2,000 (障がい者が使用する場合 1,000)		
	車体の長さ11m以上	2,200 (障がい者が使用する場合 1,100)		
定期券	一般	1ヶ月	1,800	
		3ヶ月	5,000	
		6ヶ月	9,700	
		12ヶ月	17,200	
	学生	1ヶ月	700	
		3ヶ月	1,900	
		6ヶ月	3,400	
		12ヶ月	6,000	
定期券	自転車付	一般	1ヶ月	3,600
			3ヶ月	10,100
			6ヶ月	19,400
			12ヶ月	34,500
		学生	1ヶ月	1,400
			3ヶ月	3,800
			6ヶ月	6,900
			12ヶ月	12,000
	原動機付自転車付	1ヶ月	5,400	
		3ヶ月	15,200	
		6ヶ月	29,100	
		12ヶ月	51,800	
回数券	大人 (12枚綴)		600	
	小荷物 (12枚綴)		800	
	自転車等軽車両 (12枚綴)		600	
	原動機付自転車 (12枚綴)		1,200	
	自動車 (12枚綴)	車体の長さ 3 m以上 4 m未満	5,000	
車体の長さ 4 m以上 5 m未満		7,500		

(3) 実績

区分		年度	28	29	30
運	航 回 数		5,507	5,500	5,489
欠	航 回 数		8	18	31
旅客輸送 人 員	一 般 旅 客 (人)		86,991	83,219	77,317
	定 期 券 利 用 旅 客 (人)		24,395	24,627	20,003
	計 (人)		111,386	107,846	97,320
(A)自動車 輸送台数	乗 用 車 (台)		15,126	15,068	14,226
	小 型 三 ・ 四 輪 貨 物 車 (台)		8,369	8,656	7,175
	計 (台)		23,495	23,724	21,401
(B)	二 輪 車 (台)		62	83	72
(C)	自 転 車 (原動機付自転車を含む) (台)		7,232	7,094	6,112
(A) + (B) + (C)	車 両 合 計 (台)		30,789	30,901	27,585
手	荷 物 (個)		0	0	0
小	荷 物 (個)		1,145	485	473
利 用 率	旅 客 輸 送 (%)		7	7	6
利 用 率	自 動 車 航 送 (%)		26	26	24

時刻表

(23.11.3 改定)

上 り	大島港(発)	6:20	7:10	8:15	9:15	10:15	11:15	13:05	14:05	15:15	16:15	17:05	18:05	19:15	20:15	21:05
	黒島港(着)	6:35	7:25	8:30	9:30	10:30	11:30	13:20	14:20	15:30	16:30	17:20	18:20	19:30	20:30	21:20
下 り	黒島港(発)	6:45	7:40	8:40	9:40	10:40	11:40	13:30	14:30	15:45	16:40	17:30	18:30	19:40	20:40	21:30
	大島港(着)	7:00	7:55	8:55	9:55	10:55	11:55	13:45	14:45	16:00	16:55	17:45	18:45	19:55	20:55	21:45

6 観 光

(1) 観光開発

本市の魅力あるまちづくりと新たな産業おこしの観点に立ち、本市発展の礎となった別子銅山の産業遺跡と豊かな自然景観を有する本市南部地域の観光レクリエーション開発を実施している。事業主体は新居浜市と第三セクター(株)マイントピア別子で、鉱山観光を主とした事業を展開している。

- 昭和58年 庁内に観光開発調査研究委員会設置
- 昭和59年 南部観光レクリエーション開発基本構想策定
- 昭和62年 同基本計画策定、南部観光レクリエーション開発推進協議会設置
- 昭和63年 第三セクター設立準備会、南部観光レクリエーション開発事業化計画書策定
- 平成元年 第三セクター(株)マイントピア別子設立、マイントピア別子(端出場ゾーン)着工

- 平成2年 東平地域観光レクリエーション開発基本構想策定
- 平成3年 同基本計画策定、マイントピア別子(端出場ゾーン)オープン
- 平成4年 マイントピア別子(東平ゾーン)着工
- 平成6年 マイントピア別子(東平ゾーン)オープン
- 平成28年 新居浜市観光交流施設(別子温泉～天空の湯～、あかがねキッズパーク)オープン

ア マイントピア別子・端出場ゾーンの概要

県指定名勝別子ラインに隣接している別子銅山の採鉱本部跡地の端出場が、銅山の歴史と周辺の優れた自然を生かし、新居浜市観光交流施設(別子温泉～天空の湯～、あかがねキッズパーク)、鉱山鉄道、観光坑道、砂金採りなどを備えた観光レクリエーションゾーンとなっている。中心施設の端出場記念館は、愛媛県アメニティー賞を受賞した。また、端出場ゾーンは国土交通省の「道の駅」にも指定されている。

イ マイントピア別子・東平ゾーンの概要

端出場に移るまで採鉱本部のあった標高約750mの東平に、往時の東平の様子や銅、赤石山系に関する資料等を展示している東平歴史資料館、銅を使っての銅板レリーフが体験できるメイン工房、花木園、高山植物園、溪谷遊歩道などが完成している。自然性、体験性、創造性を重視した内容であり、東平歴史資料館は、平成10年2月に「銅をもちいた建築コンクール」で3位に入賞した。

マイントピア別子（東平ゾーン） 「銅山史と自然の杜」

端出場ゾーンに続くマイントピア別子第2期開発事業として、端出場以前に別子銅山の採鉱本部が置かれていた東平地域を「銅山史と自然の杜」という考えのもと、自然性、体験性、創造性を重視した開発を行い、新居浜市事業分が平成6年6月2日にオープンした。

1 開発区域

新居浜市立川町654番地の3

（「旧東平電車庫跡」から喜三谷を経由し「第三通洞跡」までの間、標高約750メートル）

2 開発面積

約4.4ha

3 施設概要

(1) 東平歴史資料館 ☎36-1300

室名	施設の内容
エントランス・ホール	最盛期の東平の様子を写真、パネルにより紹介している。
歴史資料館	最盛期の東平を含めた周辺の地形を模型で再現している。当時の娯楽場、学校、社宅をジオラマにして再現している。採掘集落の往時の生活用具（カンテラ、あんか等）の展示をしている。東平の様子をテーマごとに写真で紹介している。
銅のテーマ館	銅滴、魔鏡、半鏡、仲持ちの負い子、銅の実験装置などを展示している。
東平学習館	当時の様子を3DCGで再現した映像を上映のほか、学習、研修ができる視聴覚室である。
階段ギャラリー	赤石山系の高山植物等を写真パネルにより展示している。
銅細工展示室	銅製品や銅版画の展示をしている。
赤石山系の自然展示室	赤石山系の動物、植物、地質などを写真パネル等により展示している。

利用状況 (単位：人)

年度	28	29	30
利用者数	26,863	27,226	26,358

(2) メイン工房

施設名	施設の内容
工房室	銅板を使ってのレリーフが体験できる工房である。

利用状況 (単位：人)

年度	28	29	30
利用者数	431	153	175

(3) 小マンプ

施設名	施設の内容
小マンプ（東平隧道）	東平歴史資料館東側のトンネル（通称・小マンプ）に2t蓄電車、かご電車、坑木運搬台車、三角鉱車、600Bローダー、充電電車、キブル、索道バケット、エアホイス、スラッシャーを展示している。

(4) 園地

施設名	施設の内容
花木園	ベニドウダンツツジ、ヒカゲツツジ、セイヨウシャクナゲなど、37種類約6,900本を植栽している。
高山植物園	コウヤマキ、トチノキ、ケヤキなど樹木19種約600本のほか草木類を植栽している。
採掘集落の復元	スケルトン（型枠）により採掘集落を復元している。
溪谷遊歩道	喜三谷から第三通洞まで340メートルの溪谷に沿った遊歩道である。

4 開館時間

10時から17時まで（入館無料）

5 休館日

毎週月曜日及び12月1日から2月末日まで。

（月曜日が祝日の場合は翌日が休館日となる。）

(2) 観光行事

ア 新居浜太鼓祭り

新居浜の太鼓台は、神輿太鼓などと呼ばれていたもので、明治時代に及んで、現在のような形の太鼓台になった。毎年10月に行われる太鼓祭りは、50台以上の太鼓台が練り歩き、そのさまは絢爛豪華の一語に尽き、全国各地からの観光客でにぎわっている。1台150人余りのかき夫によってかつがれ、ダイナミックな動きと天に鳴り響く大太鼓の音と若衆の威勢のいいかけ声から“男祭り”の異名をもち、新居浜の象徴として名物となっている。

主な新居浜太鼓台派遣先

- 昭和45年 大阪万国博覧会(大阪)
- 平成元年 第2回全国スポーツレクリエーション祭・スポレク愛媛'89(砥部町)
- 平成2年 第5回国民文化祭・愛媛90(松山市)
- 平成5年 第21回チンゲイ・パレード(シンガポール)
- 平成5年 第13回全国豊かな海づくり大会(伊予市)
- 平成13年 地域伝統芸能まつり(東京)
- 平成22年 第18回地域伝統芸能全国フェスティバルにいがた
- 平成29年 第72回国民体育大会(愛顔つなぐえひめ国体)総合開会式(松山市)
第17回全国障害者スポーツ大会(愛顔つなぐえひめ大会)開会式(松山市)
- 平成31年 ふるさと祭り東京2019(東京)

イ 春は子ども天国

春のイベントを合体させた「春は子ども天国」は、ゴールデンウィークを利用して開催され、キッズパフォーマンス、ものづくり体験などを実施している。また、この事業の一環として子ども太鼓台が市内を練り歩き、市内5地区で実施される子ども太鼓台統一運行で盛り上がる。

ウ 花火大会

市内を流れる国領川河川敷において開かれる夏の風物詩。毎年7月の最終金曜日に開催され、1時間余にわたって約8,000発打ち上げられる大輪の絵模様で工都の夜空は彩られる。市民納涼と近隣からの観光客の誘致を図っている。

(3) 観光地

ア 滝の宮公園

金子山の麓にある市民公園で、春には池の周りに桜が咲き、園内には小動物園・日本庭園があり、市民憩いの場として親しまれている。また、金子山の山頂には展望台があり、市内全景を見渡すことができる。なお、テレビ塔、芳谷を結ぶハイキングコースが完成し、多くの利用者が訪れている。

イ 別子ライン

生子橋からマイントピア別子、ループ橋である青龍橋を渡り、鹿森ダム、遠登志溪谷、清滝を経て河又に至る延長約10kmの溪谷。巨石と清流に恵まれ、その雄大な眺めは県の名勝に指定され、新日本百景の一つである。

春には若葉、秋には紅葉と四季の風情に富み、別子ライン上流にある清滝は落差約60mの飛沫をあたりの紅葉に飛ばし、訪れる人の目を楽しませている。(平成18年の市道への落石により、清滝へは現在行くことができない)

ウ 新居浜市市民の森

市内船木にある生活環境保全林。総面積76ha、サクラ、ツバキ、モミジなど57種類、約2万本の植栽とキャンプ場、管理棟、トリムコース、遊歩道が整備され森林浴など自然を満喫できる。また、学習館ではジオラマ室やいろいろな種類の樹木を展示している。

エ 広瀬公園

住友家初代総理人(後の総理事)広瀬幸平の邸宅跡で明治22年に完成、昭和43年県の名勝に指定された。豪壮なる邸宅・庭園・茶室や泉水・亀池などを含む公園は市民の憩いの場となっている。平成9年4月29日には、広瀬家から寄贈された貴重な資料などを展示した広瀬歴史記念館がオープンした。旧広瀬家住宅は、平成15年5月、国の重要文化財に、旧広瀬氏庭園は、平成30年2月、国の名勝にそれぞれ指定されている。

オ 魔戸の滝(樽の滝)

船木西種子川の林道に入ると、滝に至る約160mの遊歩道が整備されており、また遊歩道入り口には赤石山系に関する説明板も設置されている。地元の人々は「樽の滝」と呼び上樽、中樽、下樽の三瀑布によって形成されており、下樽の瀑布は40mに及ぶ。四季の眺めは美しく深山幽谷の奥地に存在するだけに神秘感が湧く。(滝までの林道について路面状況が悪く、自動車では通行困難)

カ 銚子の滝

大生院を流れる渦井川の上流にあり、サクラ、モミジ、ヤマブキなど四季を通じて自然が楽しめる1日ハイキングコースとして最適で、滝に至る遊歩道も整備されている。滝の落差は約30mである。

キ 稲荷山公園

銚子の滝へのコース入口にあり、静寂で溪谷美はすばらしく、麓の渦井川には遊歩道橋“長淵橋”があり、ホテルまつりなどが開催され市民に親しまれている。

観光客数（運輸観光課調べ）（単位：人）

項目	年	28	29	30
太鼓祭り		178,000	214,250	179,100
花火大会		90,000	90,000	80,000
春は子ども天国		18,000	15,000	15,000
サマーフェスティバル in マイントピア別子		9,000	10,000	—
広瀬歴史記念館		8,408	10,782	9,664
滝の宮公園		141,100	129,300	134,000
別子ライン		209,660	194,134	191,627
森林公園ゆらぎの森		20,000	19,700	30,190
あかがねミュージアム		232,655	232,983	209,360

注1：別子ライン観光客数の中にマイントピア別子観光客数は含まない。

(4) 広域観光

新居浜市、四国中央市の2市による広域観光の振興を図るため、NS観光推進協議会を結成し、エリア内の観光振興に関する情報の交換、観光交流の促進、観光客の誘致などに取り組んでいる。新居浜～別子山～三島～新宮を結ぶルート「別子・翠波はな街道」とし、サイクリング大会の開催、PR動画作成等を行い、交流人口の増加に努めている。また、新居浜市、西条市、四国中央市の東予東部三市と愛媛県との連携により、平成31年4月20日から令和元年11月24日までの間、東予東部圏域振興イベント「えひめさんさん物語」が開催される。本イベントは、「山の恵み」と「ものづくり産業」という三市共通の地域資源を活用し、「東予アクティブライフの創造」をテーマとして、中長期的に当圏域が持つ魅力を磨き上げ、スパイラルアップすることにより、多くの人が憧れ、訪れる圏域の実現を目指す。

(5) 物産振興

本市の特産品づくりによる新たな産業おこしといった視点にたち、瀬戸内の中核都市にふさわしい、魅力あるまちづくりの一環として、新居浜市物産協会が設立され、物産展の開催を始め、新たな本市独自の物産品創出や各種イベントの参加、物産面からのPRに取り組み、近年は、にいはま大島七福芋（白いも）のブランド化を行い、新たな加工品の開発を促進している。

(6) 別子山地域の観光

平成15年4月1日に旧宇摩郡別子山村と合併し、別子山地域が新たに新居浜市に加わった。別子山地域は、赤石山系の広大な自然に恵まれ、珍しい高山植物も自生しており、別子銅山の近代化産業遺産も数多く残っている。

ア 森林公園ゆらぎの森

(ア) オーベルジュゆらぎ（ゆらぎ館）

オーベルジュゆらぎは宿泊施設を備えたレストランである。手軽なランチからディナーコースまで、別子山の食材を活かしたフレンチが楽しめるほか、宿泊はツインタイプや家族向けのファミリータイプ（2段ベッド）が利用できる。また、会議や研修での利用も可能。

収容人員	24人	（水曜日定休）
ツイン	4部屋	
2段ベット	4部屋	

(イ) 作楽工房

キットを組み立てるだけで簡単に作れる木工体験などがある。10名以上の場合は予約が必要。（水曜日定休）

施設利用状況（ゆらぎの森）（単位：人）

施設名	年度	28	29	30
ゆらぎ館 宿泊		864	889	794
ゆらぎ館 食事		2,501	2,073	3,486
作楽工房		115	112	149
その他		16,420	16,516	25,771
合計		19,900	19,590	30,200

イ 別子銅山の近代化産業遺産

日浦の登山口から銅山越までの登山道の周辺には、新居浜市発展の礎となった別子銅山の江戸、明治、大正時代における産業遺産が数多く残されている。主なものとしては、小足谷醸造場跡、接待館跡、採鉱課長宅跡、小足谷小学校跡、小足谷劇場跡、高橋製錬所跡、第一通洞南口、東延谷の築堤、東延斜坑、東延機械場跡、蘭塔場、歓喜坑、歓東坑、牛車道跡、大和間符などがある。

7 運 輸 企 画

だれもが安心、便利に移動できる交通体系の確立のために、本市独自の都市交通に関する将来計画「新居浜市都市交通計画」を平成18～20年度の3カ年で策定し、まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、「新居浜市地域公共交通網形成計画」を平成29年度に策定した。

道路が狭く路線バスが通行できない地域等については、新たに、デマンドタクシーの導入を図るため、平成22年度に新居浜市地域公共交通活性化協議会を設置し、平成23年1月からデマンドタクシーの試験運行を開始し、平成26年10月からは本格運行に移行をしている。

また、「生活路線バス」等の運輸体系全般を総括している。

生活路線バス運行費補助対象路線利用者数

年度	路線・系統数	利用者数 (人)	対象期間
26	6路線9系統	686,924	25.10.1～26.9.30
27	6路線9系統	679,151	26.10.1～27.9.30
28	6路線9系統	680,083	27.10.1～28.9.30
29	6路線9系統	678,483	28.10.1～29.9.30
30	6路線9系統	674,051	29.10.1～30.9.30

8 農 林 水 産

(1) 農 業

本市の農業は、2015年農林業センサスによると、販売農家戸数506戸、経営耕地規模は50a未満が253戸と小規模零細であり、兼業戸数が283戸(販売農家)である。また、農業従事者の減少、高齢化、都市化の進行による混住化、耕作放棄地の高止まり等が問題となっている。

このため、適地適作を基本に、水稻を基幹作物とする地域複合農業に取り組んでいる。

なお、具体的な地域農業振興は次のとおりである。

- ・農産物の地産地消の推進
- ・農地の有効活用と環境にやさしい農業の推進
- ・担い手の育成と営農支援体制の確立
- ・農業生産基盤の整備
- ・農産物のブランド化と高付加価値化の促進

ア 農家数と世帯員数

区分 年度	農 家 数 (戸)						世帯員数 (人)
	総農家数	自給的農家	販 売 農 家				
			総 数	専 業	第1種兼業	第2種兼業	
7	2,256	—	—	614	136	1,506	8,319
12	2,069	1,055	1,014	284	36	694	7,347
17	1,896	1,125	771	239	39	493	2,671
22	1,735	1,089	646	252	34	360	1,980
27	1,515	1,009	506	223	21	262	1,451

注：農業センサスによる。

世帯員数の調査対象について、平成12年以前の調査対象は全農家。

平成17年以降の調査対象は全農家のうち販売農家のみ。

イ 経営耕地面積規模別農家(経営体)数

(単位：戸)

年度	区分 農家 (経営体)数	30a未満	30～50a	50～100a	100～150a	150～200a	200a以上	経営耕地 なし
7	2,256	1,073	636	456	70	10	11	—
12	2,069	1,062	524	402	52	17	12	—
17	784	18	405	298	42	9	12	—
22	646	2	324	244	41	19	13	3
27	524	4	253	196	31	9	20	11

注：農業センサスによる。

平成12年以前の調査対象は全農家。平成17年の調査対象は全農業経営体のうち家族経営のみ。

平成22年の調査対象は全農家のうち販売農家のみ。

ウ 経営耕地の状況

(単位：ha)

年度	区分	経営耕地総面積	田	畑	樹園地
7		867	658	117	92
12		785	603	95	88
17		446	352	46	47
22		417	337	18	35
27		342	280	37	25

注：農業センサスによる。

経営耕地面積の調査対象について、平成12年以前は全農家。

平成17年以降は全農家のうち販売農家のみ。

(2) 農業振興対策

ア 経営所得安定対策

平成30年産米から、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者や集荷業者・集荷団体が中心になって、需要に応じた生産を行う米政策改革が始まった。

愛媛県においても、産地の要望を踏まえたポトムアップ方式により平成30年産米の「生産の目安」を設定し、地域協議会は、それを受けて「生産目標」を設定している。

平成30年産米生産目標 328ha
(生産数量目標 1,550トン)

平成30年産米水稻作付面積 322ha

イ にいはま農業まつり

生産者と消費者のネットワークづくりを図り、地域社会の活性化、農家の生産意欲の向上と活力ある新居浜市農業の発展拡大に尽くすことを目的に実施している。

ウ 自然農園

「新居浜市自然農園を育てる会」が主体となり、無農薬・無化学肥料による安心・安全な農作物を栽培し、自然に親しみ、市民相互のふれあいを図る目的から、市内にある耕作放棄地又は耕作放棄見込み地を利用して自然農園を開園している。

農園数 38農園

面積約 2.9ha

利用者約 390人 (31.4.1 現在)

エ 多様な農業参入と農産物のブランド化

大島の主要な特産品である「白いも」について、担い手不足に対応するため、農業生産法人以外の特定法人の農業参入により生産を維持している。このことは、白いも生産の安定化と交流人口の拡大による島の活性化、農業の理解促進に寄与している。

オ 地産地消の推進

(ア) 地産地消を推進する標語・マスコットキャラクターの利活用

新居浜産農産物の販売促進・消費拡大を図るため本市独自の標語とマスコットキャラクターを利活用し、地産地消を推進している。

〈標語〉「いただきます！」今日もおいしい新居浜産

〈マスコットキャラクター〉愛称：はまっこ新鮮組

(イ) 食育との連携

食育関係団体が行う新居浜の農産物を使用する事業を支援し、地産地消の推進をPRしている。

(ウ) 「新居浜市地産地消協力店」の認定

新居浜産農畜産物、水産物等を一定量取り扱う直売所や小売店等を市長が「新居浜市地産地消協力店」として認定し、新居浜産品の生産拡大と消費拡大を図っている。

(3) 林業

本市の森林面積は、約17,166haで、そのうち人工林は約9,384ha、天然林は約6,334haであり、主要樹種は、ヒノキ、スギである。

市としては、水源かん養、地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を発揮しながら、林業経営の向上及び利用期にさしかかっている森林資源の利用促進

を図るため、昭和62年度を初年度とする県営森林基幹道開設事業等、各種の林道整備事業を継続実施している。また、森林環境保全事業による森林整備の推進、公共施設木材利用推進事業による地域材利用の推進等により、地域林業の振興を図っている。

ア 森林面積

(31.4.1 現在・単位：ha)

区分	合計	人工林			天然林			竹林	人工伐採地跡	未立木地
		計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹			
国有林	556	350	348	2	132	37	95	—	—	74
民有林	16,610	9,034	9,004	30	6,202	1,277	4,925	115	0	1,259
計	17,166	9,384	9,352	32	6,334	1,314	5,020	115	0	1,333

注：愛媛県森林資源構成表及び四国森林管理局資料による。

・緑化推進運動

緑の募金運動を実施しており、募金の一部は、ボランティア団体による森林づくり活動、小中学生や地域住民による緑化活動等に助成し、「緑豊かな地域社会づくり」に向けての推進を図っている。

イ 林道・作業道事業実施状況

(31.4.1 現在)

林道名	計画		進捗状況		備考
	幅員(m)	延長(m)	延長(m)	進捗率(%)	
豊後	3.0	2,500	1,730.8	69.2	開設
保土野	4.0	4,000	1,773.9	44.3	〃
加茂角野	4.0	14,400	6,730.4	46.7	〃

ウ 新居浜市市民の森

森林資源の開発と緑の保全に努め、保健休養のために気軽に利用できる「市民の森」(76ha)を建設し、市民の憩いとやすらぎの場として、より一層の活用を図っている。

また、市民の森学習館では、展示施設等により森林の大切さを啓発し、市民の学習の場として利用している。

平成30年度利用者数 9,037人

市民の森学習館

所在地 船木乙2番地の1

☎40-2121

構造 木造瓦葺平家建

延床面積 187.57㎡

室構成 展示室、事務室、管理室、便所

竣工 平成5年4月

(4) 水産業

本市の漁業は、小型底びき網・サワラ流し網・刺し網漁業等の小型漁船漁業が主体である。主な漁獲物はアジ・カレイ・タチウオ・クロダイ・スズキ・サワラ等である。

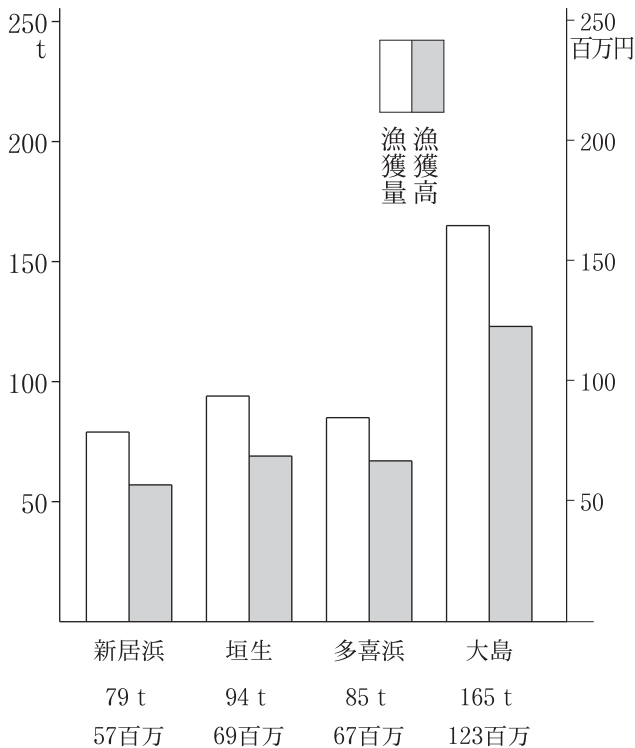
漁業経営体のほとんどは個人経営体であり、経営体数は減少傾向にある。漁業従事者数についても減少しており、高齢化が進んでいる。

本市としては、今後の水産振興を図るため、種苗の放流事業による水産資源の保護、漁業従事者が漁業を継続するために必要な漁港施設、水産施設の維持に努める。

ア 漁船及び漁獲高の推移

区分 年	登録漁船		漁獲量 (t)	漁獲高 (百万円)	経営体
	隻数	吨数			
25	264	792	1,145	694	125
26	260	781	733	423	129
27	261	751	522	310	130
28	261	743	413	308	130
29	226	646	423	316	124

イ 漁協別漁獲量及び漁獲高（平成29年度）



ウ 漁 港

本市には沢津漁港、垣生漁港（垣生地区）、垣生漁港（長岩地区）、大島漁港の4漁港がある。各漁港とも基盤整備はほぼ完了し、現在は、施設の老朽化対策の工事に取り組んでいる。

平成30年度漁港漁場整備事業

（単位：千円）

事業名	漁港名	事業費	財 源 内 訳		
			国 県	地方債	一 般
漁港整備事業	沢津漁港	2,592	0	0	2,592
漁港施設機能保全事業	大島漁港 沢津漁港	39,838	24,025	12,800	3,013

(5) 水産業振興対策

本市の漁業は、小型漁船漁業が主体であるが、近年漁業環境の悪化等に伴い、水産資源の減少が顕著で、漁業者の高齢化・後継者不足等も重なり、漁獲量・漁獲高ともに減少しているのが現状である。これら厳しい漁家経営環境を打開するために、水産資源の

増殖拡大及び漁場の有効利用を図ることを目的に、放流事業の実施等により、「つくり育てる漁業」を推進している。

また、最近の食生活における魚離れの対策として、おさかなふれあい体験事業等を実施して、魚食普及の推進に努めている。

(6) 融資制度

農業近代化資金

区 分	年	26	27	28	29	30
基 準 金 利 (%)		2.25	1.95	1.40	1.60	1.60
利 子 補 給 率	県他※ (%)	1.80	1.60	1.30	1.44	1.40
	市 (%)	0.45	0.35	0.10	0.16	0.20
新 規 貸 付 件 数		5	1	1	2	1
新 規 融 資 額 (円)		4,920,000	13,000,000	1,620,000	10,421,000	870,000
融 資 残 高 (円)		76,887,000	111,627,000	98,566,000	93,691,000	79,351,000
市 利 子 補 給 金 (円)		716,805	791,172	861,391	746,186	646,505

※ (財)農林水産長期金融協会

漁業近代化資金

区分	年	26	27	28	29	30
基準金利 (%)		2.25	2.05	1.50	1.60	1.60
利子補給率	県 (%)	1.25	1.25	1.30	1.30	1.30
	市 (%)	1.00	0.80	0.20	0.30	0.30
新規貸付件数		0	0	0	0	1
新規融資額 (円)		0	0	0	0	11,000,000
融資残高 (円)		440,000	220,000	0	0	10,205,000
市利子補給金 (円)		5,243	970	0	0	9,988

注：基準金利及び利子補給率については、4月1日現在のものである。

9 土地改良

本市の土地改良事業の基本方針は、土地条件の整備と水利施設の体系的な改善であり、これに基づいて次のとおり事業を実施した。

(1) 農道の整備

農業の近代化と生産流通の合理化を図り、農村環境の改善に資するため農道改良に努めた。

(2) 農業用かんがい排水施設の整備

農業用水の合理的利用と、維持管理費節減のため、用排水路の新設改良事業を維持し、水利の適正を図った。

(3) 土地改良事業実績

(平成30年度)

区分	種別	件数	事業内容 (数量)	受益面積 (ha)	事業費 (千円)
県単独 土地改良事業	水路改修	1	L = 86.0m	6.3	9,370
	計	1			9,370
市単独 土地改良事業	水路改修等	23	L = 1,374.3m	97.1	59,970
	揚水機改修等	4	揚水機 4箇所	35.0	10,286
	その他	12	農道 L = 240.2m ほか	72.6	19,262
	計	39			89,518
土地改良施設 適正化事業	水路補修	1	L = 165.3m	3.3	2,000
	計	1			2,000
農業振興事業	揚水機改修等	2	揚水機 2箇所	2.8	600
	計	2			600
合計		43			101,488

10 別子山地区水道施設

別子山地区では、簡易給水施設が5地区において平成26年度までに整備されており、水源が豊富で、渇水期にも十分な水量が得られ、良好な水質を保っている。

施設概要

(31.4.1 現在)

	弟地水道施設 (簡易給水施設)	保土野水道施設 (簡易給水施設)	成水道施設 (簡易給水施設)	小美野肉淵水道施設 (簡易給水施設)	瓜生野水道施設 (簡易給水施設)
所在地	別子山乙 538-1	別子山甲 386-3	別子山乙 332	別子山小美野乙 346-56	別子山瓜生野 269-2
完成	平成27年3月	平成27年3月	平成26年2月	平成25年3月	平成25年3月
水源地(箇所)	2	1	1	1	1
配水池量 (m ³)	99.0	83.0	35	52.5	47.7
計画給水人口 (人)	58	70	30	38	39
現在(居住)給水人口 (人)	28	32	15	28	30
一日最大給水量 (m ³)	90.6	82.2	43.5	51.7	47.6

水道使用料

専用・共用給水装置	家庭用1世帯当たり	月額	1,050円
	業務用1事業所当たり	月額	1,050円

11 別子山地域バス

別子山村との合併による新市建設計画に基づき、別子山地域と市街地とを結ぶ別子山地域バス(愛称：花ぐるま)の定期運行を平成18年4月29日から開始した。

バスの運行状態は、別子山地域では自由に乗降できるオン・デマンド方式で、別子橋から住友別子病院前までの間を1日3往復(6便)で運行している。

運行車両概要については、マイクロバス2台(乗車定員20人、車椅子2台対応パワーリフト付き)、ワゴン車1台(乗車定員9人)の計3台で運行を実施している。うちマイクロバス1台とワゴン車は、冬季の雪道にも安全な四輪駆動車となっている。

なお、平成30年度のバス利用実績は、延べ6,401人(1日当たり17.78人)であった。

通常運賃

大人	400円
小人	200円

※ 障害者及びその介護者1名は半額

回数乗車券

大人 13枚綴	4,000円
---------	--------

定期乗車券

一般	1月	12,000円
	3月	33,100円
	6月	61,900円
	12月	115,200円
学生	1月	4,800円
	3月	12,900円
	6月	23,000円
	12月	40,300円

(別子山地域内利用の場合は、各使用料の半額とする)